



# 山形県公報

令和2年5月8日(金)  
第102号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害等による県税の減免の申請期限の延長……………(税政課) ……519
- 歳入の収納の事務の委託……………(子育て支援課) ……同
- 種畜証明書の有効期間の延長の通報……………(畜産振興課) ……520
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……523
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……524
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……525

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……528
- 令和3年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………(教育委員会) ……532
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……541
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……542

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第384号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第16条第1項の規定により、同条例第142条第1項第2号から第4号までに掲げる自動車の同条第2項本文に規定する自動車税の種別割の減免に係る申請書(証紙徴収の方法によって徴収される自動車税の種別割にあつては、納税証紙印の押印を受けて自動車税の種別割を払い込むこととされている際に提出するものを除く。)の提出に関する期限のうち、県内に主たる定置場を有する自動車の所有者に係るもので、その期限が令和2年6月1日までに到来するものについては、その期限を同月30日まで延長する。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第385号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会

(2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2

3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

山形県告示第386号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の有効期間の延長をした旨の通報があった。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書 番号	家畜の 種類	品 種	名 前	飼 養 者		延長期間
				住 所	名 称	
10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原 5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合 研究センター 畜産試験場	6月以内
10840803557	同	同	幸 花 久 (全和黒 14991)	同	同	同
10840803915	同	同	神 安 平 (全和黒 14992)	同	同	同
11415411504	同	同	福 福 照 (全和黒原 5881)	同	同	同
11351294988	同	同	冬 景 21 (全和黒原 5953)	同	同	同
11256630690	同	同	福 美 桜 (全和黒 15153)	同	同	同
11353388814	同	同	美 結 喜 (全和黒原 6022)	同	同	同
11463590527	同	同	安 三 郎 (全和黒 15274)	同	同	同
11378123605	同	同	美 津 岳 (全和黒原 6077)	同	同	同
11527804683	同	同	翼 満 開 (全和黒原 6126)	同	同	同
11432620422	同	同	幸 紀 陸 (全和黒原 6206)	同	同	同
11372427792	同	同	美 勝 喜 (全和黒原6253)	同	同	同
11385295593	同	同	福 秀 165 (全和黒15517)	同	同	同
31906010001	豚	ランドレー ス種	ルーク ガッサン ヤマガタ 2 0004 (日豚L種L L06 -A000047)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合 研究センター 養豚試験場	同

31806010003	同	大ヨーク シャー種	ミヤボク トミチ クヤマガタ 2 0004 (日豚W種WW06 -A000019)	同	同	同
31906010002	同	同	ミヤボク グラ ニート ヤマガタ 2 0003 (日豚W種WW06 -A000020)	同	同	同
31606010003	同	デュロック 種	フジ ゼンノー ヤマガタ 3 0002 (日豚D種DD06 -A000083)	同	同	同
31706010002	同	同	ゼンノー フジ ヤマガタ 4 0005 (日豚D種DD06 -A000089)	同	同	同
31706010004	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 6 0002 (日豚D種DD06 -A000093)	同	同	同
31706010005	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 2 0001 (日豚D種DD06 -A000104)	同	同	同
31806010004	同	同	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000114)	同	同	同
31806010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 6 0001 (日豚D種DD06 -A000170)	同	同	同
31906010003	同	同	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0003 (日豚D種DD06 -A000188)	同	同	同

31906010004	同	同	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0005 (日豚D種D D06 -A000189)	同	同	同
31906010005	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0004 (日豚D種D D06 -A000190)	同	同	同
31906010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種D D06 -A000191)	同	同	同
31906010007	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 5 0006 (日豚D種D D06 -A000192)	同	同	同
31906010008	同	同	ゼンノー ユメサ クラエース ヤマ ガタ 1 0004 (日豚D子D D06 -A000198)	同	同	同
31706010006	同	バ ー ク シャー種	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0003 (日豚B種B B06 -A000032)	同	同	同
31806010008	同	同	キプリン オカ15 ヤマガタ 5 0003 (日豚B種B B06 -A000036)	同	同	同
31806010009	同	同	キプリン オカ15 ヤマガタ 5 0006 (日豚B種B B06 -A000037)	同	同	同
31906010009	同	同	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0002 (日豚B種B B06 -A000039)	同	同	同

31906010010	同	同	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0005 (日豚B種B B06 - A000040)	同	同	同
-------------	---	---	---	---	---	---

山形県告示第387号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	65者	山形市長苗代18番ほか257筆
上山市	11者	上山市皆沢字鶴巻1774番ほか50筆
天童市	2者	天童市大字高揃字町大道1997番ほか12筆
山辺町	8者	東村山郡山辺町大字山辺字前川原1162番ほか62筆
中山町	2者	東村山郡中山町大字長崎字川久保6964番1ほか1筆
寒河江市	108者	寒河江市大字寒河江字古河江158番ほか498筆
河北町	15者	西村山郡河北町大字溝延字千苺386番ほか43筆
西川町	3者	西村山郡西川町大字海味字本野247番1ほか11筆
朝日町	4者	西村山郡朝日町大字宮宿字大清水2464番ほか7筆
大江町	26者	西村山郡大江町大字左沢字雨池前田1800番1ほか131筆
村山市	9者	村山市大字西郷字中田北387番1ほか15筆
東根市	14者	東根市大字東根元東根字白金4962番1ほか98筆
尾花沢市	6者	尾花沢市大字鶴巻田字清水掛1392番ほか42筆
大石田町	4者	北村山郡大石田町大字駒籠字イカコ2850番ほか16筆
新庄市	6者	新庄市十日町字大檜室8441番1ほか109筆
舟形町	9者	最上郡舟形町長沢字関田8254番ほか74筆
真室川町	1者	最上郡真室川町大字平岡字平岡165番4ほか12筆

大蔵村	3者	最上郡大蔵村大字合海字テンポ2588番ほか9筆
戸沢村	1者	最上郡戸沢村大字古口字板敷562番4
米沢市	5者	米沢市大字下新田字平八1635番ほか39筆
南陽市	3者	南陽市長岡字柳田2066番ほか13筆
高島町	14者	東置賜郡高島町大字安久津字浦田1469番ほか87筆
小国町	4者	西置賜郡小国町大字大宮字上林387番ほか15筆
白鷹町	8者	西置賜郡白鷹町大字萩野字大窪3862番ほか93筆
飯豊町	23者	西置賜郡飯豊町大字中字原南3150番ほか169筆
鶴岡市	92者	鶴岡市長沼字十文字70番1ほか555筆
三川町	17者	東田川郡三川町大字猪子字宮前247番ほか65筆
庄内町	143者	東田川郡庄内町余目字館之内8番2ほか1,202筆
遊佐町	6者	飽海郡遊佐町鹿野沢字前田元27番ほか75筆

## 2 認可年月日

令和2年4月28日

**山形県告示第388号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名称

三郷堰土地改良区

## 2 事務所の所在地

天童市大字寺津1410番地

## 3 認可年月日

令和2年4月24日

**山形県告示第389号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 公共測量を実施する地域

山形県全域

## 2 公共測量を実施する期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

## 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第390号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき遊佐町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 遊佐都市計画道路
  - (2) 名称 7・5・1号鶴田舞鶴線  
7・5・3号鶴田南北線
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第13号**

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月8日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項の規定によりがたい職員の勤務時間の割振りについては、管理者が別に定めることができる。  
第10条第1項及び第2項中「第9項まで」を「第10項まで」に改める。  
第24条の2第1項中「第8項」を「第9項」に改める。  
第43条第1項第2号イ中「第9項まで」を「第10項まで」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
（山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部改正）
- 2 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。  
第37条第4項中「第9条第8項及び第9項」を「第9条第9項及び第10項」に改める。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募 戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート3号棟	新庄市金沢1496 -1	2LDK	57.1 平方メートル	1	一般用	14,700 円	17,000 円	19,400 円	21,900 円	25,000 円	28,900 円		



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年6月1日から同月5日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和2年6月5日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和2年8月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	公 募 戸 数	区 分	家 賃				金 敷	摘 要		
					収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営東部アパ ート1号	鶴岡市朝陽町6 -25	3DK	2	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 3号	同 6 -6	同	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		同
同 茅原アパ ート1号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	3	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000		同
同 2号	同	同	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800		同
同 3号	同	4DK	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,700		同
同 3号	同	3DK	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,200	34,900		同
同 末広アパ ート3号	同 末広町23 -60	2LDK	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		同
同 川南アパ ート1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	3	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900		同
同 2号	同 1-2	同	2	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200		同
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	4	同	16,200	18,700	21,400	24,100	27,500	31,800		同
同 川南アパ ート5号	同 1-5	同	1	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100		同
同 こがね住宅	同 こがね町 一丁目21-1	2DK	1	特定目的用 (身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		同
同 2号	同 21-11	同	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100		同
同 3号	同 21-14	同	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000		同

同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同
同 3号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	同
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	4	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	同
同 2号	同	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 3号	同	同	67.0	1	同	22,500	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300	同
同 余目アパー ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	3DK	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	同
同	同	同	64.2	1	同	16,300	18,900	21,600	24,300	27,800	32,100	同
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から申込順に選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年5月8日から令和3年1月29日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。郵送の場合は、令和3年1月29日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

## 5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

令和3年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

令和2年5月8日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 菅 間 裕 晃

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校 種 ・ 職		教 科 ・ 科 目	選 考 区 分				採用見込数		
小 学 校 教 諭 (小学校英語)			一般選考	講 師 等 特 別 選 考	現 職 教 員 特 別 選 考 I・II	教 職 大 学 院 修 了 見 込 者 特 別 選 考	※障 が い 者 特 別 選 考	約200名 (小学校 英語15名 以内を含 む)	
中 学 校 教 諭		国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭	一般選考					一般選考及び社 会人特別選考	約85名
		英語							
特別支援 学 校	小学部教諭		一般選考					一般選考及び社 会人特別選考	約30名
	中学部教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭	一般選考						
高等学 校	教 諭	国語、「世界史・日本史」、公民、 数学、物理、生物、地学、 保健体育、家庭、農業、商業	一般選考					一般選考及び社 会人特別選考	約40名
		英語、情報、機械、電気、建築、 福祉	一般選考及び社 会人特別選考						
	助 教 諭	機械、電気、建築	一般選考及び社 会人特別選考						
養 護 教 諭			一般選考			約30名			
栄 養 教 諭			一般選考			若干名			
※障がい者特別選考		上記の全ての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考I・II及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含む。							

ス ポ ー ツ 特 別 選 考	高等学校保健体育の教諭を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考I・II及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。
-----------------	--

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 小学校英語は小学校普通免許状に加え、中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する（令和3年3月31日までに取得する見込みを含む）ことを志願資格とする。  
 小学校英語の採用見込数は、小学校の採用見込数の内数であり、15名以内とする。小学校英語で合格者とならなかった場合でも、小学校の中で更に選考し、合格者となる場合がある。  
 以下、小学校には小学校英語を含む。
- 3 小学校及び特別支援学校小学部の両方の志願資格を有する者で、小学校及び特別支援学校小学部の両方を志願する者は、いずれか一方を第2志望として併願することができる。



- 4 中学校及び特別支援学校中学部の両方の志願資格を有する者で、中学校及び特別支援学校中学部の両方を志願する者は、同一教科について受験する場合に限り、いずれか一方を第2志望として併願することができる。
- 5 特別支援学校中学部を志願した者であっても、特別支援学校高等部に採用する場合がある。
- 6 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

## 2 志願資格

### (1) 全ての志願者に共通する資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

### (2) 選考区分ごとの資格

#### ① 一般選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ それぞれの校種・教科の教諭の普通免許状\*、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。

なお、各普通免許状は、令和3年4月1日時点で有効なものとする。

高等学校の機械、電気及び建築の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者とする。

ロ 昭和36年4月2日以降に出生した者

\* 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状

#### ② 社会人特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ それぞれの校種の令和3年4月1日時点で有効な教諭の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

また、高等学校の機械、電気及び建築の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

ロ 令和3年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者

ハ 一般選考の志願者の資格ロと同じ

#### ③ 講師等特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格イと同じ

ロ 昭和56年4月2日以降生まれの者

ハ 山形県内の国立大学法人附属学校並びに山形県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭、学校栄養士）又は山形県内の国立大学法人附属学校及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師として、平成27年4月1日から令和2年4月30日までの期間内で通算13か月以上勤務した経験のある者

#### ④ 現職教員特別選考Ⅰ（小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）及び現職教員特別選考Ⅱ（高等学校）の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格イと同じ

ロ 昭和56年4月2日以降生まれの者

ハ 令和3年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、3年以上継続して在職している者。

なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

#### ⑤ 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格イと同じ

ロ 平成31年4月から教職大学院に在籍し、令和3年3月に修了見込みの者で、平成30年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。

#### ⑥ 障がい者特別選考の志願者の資格（イ及びロに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格イと同じ

ロ 次の(イ)～(ハ)に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者

(イ) 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）の交付を受けている者

(ロ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者

(ハ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があり、有効期限の更新手続には時間を要するので、注意すること。

⑦ スポーツ特別選考の志願者の資格（イ、ロ及びハの全てに該当する者）

イ 一般選考の志願者の資格イと同じ

ロ 昭和50年4月2日以降生まれの者

ハ 体操（新体操）、ウエイトリフティング、ソフトテニス、フェンシング及びアーチェリーの競技種目において、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者

(イ) 高等学校卒業後、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者

(ロ) 上記(イ)の者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

(ハ) 全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

志願資格について、虚偽の申告があった場合又は令和3年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、採用無効となる。

3 加点制度

(1)の①～⑩に該当する者で加点を希望する者は、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出することにより、第一次選考試験の得点に20点を上限として加点を行う。

(1) 加点一覧

	志願校種等	要件	加点
①	小学校教諭	中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」「理科」「音楽」又は「英語」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点
②	中学校教諭	受験する教科以外の教科における中学校教諭の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点
③	特別支援学校教諭	複数の障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者（「視覚」と「知肢病」又は「聴覚」と「知肢病」の組合せ）	5点
④	特別支援学校教諭	全ての障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者（「視覚」「聴覚」及び「知肢病」の組合せ）	10点
⑤	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭・助教諭	特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑥	高等学校教諭・助教諭	受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「情報」又は「福祉」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑦	高等学校教諭「世界史・日本史」	高等学校教諭の「公民」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点



⑧	高等学校教諭「公民」	高等学校教諭の「地理歴史」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑨	小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭	実用英語技能検定2級以上、TOEFL iBT 65点以上、又はTOEIC 600点以上のいずれかを取得している者	10点
⑩	中学校教諭「英語」、特別支援学校中学部「英語」及び高等学校教諭「英語」	実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT 80点以上、又はTOEIC 730点以上のいずれかを取得している者	10点
⑪	全校種の教諭・助教諭	司書教諭の資格を有する者	5点

(2) 必要書類

- ・①～⑧については、免許状の写し（更新している場合は「更新講習修了確認証明書」又は「有効期間更新証明書」の写しも添付）又は「教員免許状取得見込確認書」
- ・⑨及び⑩については、資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書）の写し。  
なお、TOEFL及びTOEICは平成30年7月以降の取得に限る。
- ・⑪については、司書教諭講習修了証書の写し（取得する見込みは不可）
- ・各証明書の写しが改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し

(3) その他

該当免許状が令和3年3月31日までに取得できない場合には、加点が無効となり、採用が取り消される場合がある。

4 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

令和2年5月8日（金）から教育庁教職員課教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

① 第一次選考試験受験のため提出するもの（口とハは切り離さないこと）

- イ 志願書
- ロ 受験票
- ハ 体育実技試験選択希望記入票（体育の実技試験が必要な志願者のみ）
- ニ 受験者登録票
- ホ エントリーシート
- ヘ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）  
返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。
- ト 障がい者特別選考で受験する場合は手帳等の写し
- チ 講師等特別選考で受験する場合は「職歴申告書」
- リ 現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱで受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）
- ヌ スポーツ特別選考で受験する場合は「スポーツ特別選考調書」及び実績を証明できる書類の写し
- ル 加点制度を利用する場合は「加点申請書」及び「加点申請書」に示されている必要書類
- ヲ 社会人特別選考で受験する場合は、5年以上の実務経験が志願する教科・科目と関連することを示す書類（様式は任意）
- ワ 教職大学院修了見込者特別選考で受験する場合は、平成30年度以降に実施した山形県公立学校教員選考試験の合格決定の通知書の写し

② 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）

- イ 最終学歴に係る学校の成績証明書
- ロ 推薦書（厳封親展）
- ハ 志願する校種・職の免許状の写し（免許状が改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し）

しも添付) 又は免許状取得見込証明書

ニ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm × 12cm）

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

「エントリーシート」、「職歴申告書」、「在職証明書」、「スポーツ特別選考調書」、「加点申請書」、「教員免許状取得見込確認書」及び「推薦書」は、山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp> から「資格・試験・採用」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、様式をダウンロードし、作成することができる（推薦書は第一次選考試験の結果発表後にホームページに掲載）。

(3) 志願書等の受付期間及び受付時間並びに提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
令和2年5月11日（月）から 同 年6月1日（月）まで （土曜日及び日曜日を除く）	午前9時から 午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教職員課教員採用担当

- ① 出願は角形2号（33cm × 24cm）の封筒に入れて郵送又は持参とし、封筒の表には志願校種等がわかるように（例「中学校・保健体育」）朱書すること。
- ② 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和2年6月1日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

5 選考の方法

(1) 第一次選考試験

- ① 期日及び志願校種・職並びに試験会場  
令和2年7月18日（土）及び7月19日（日）

志 願 校 種 ・ 職	試 験 会 場
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校の教諭</li> <li>○ 特別支援学校小学部の教諭</li> <li>○ 中学校の保健体育の教諭</li> <li>○ 特別支援学校中学部の保健体育の教諭</li> <li>○ 高等学校の保健体育の教諭（スポーツ特別選考を含む）</li> <li>○ 栄養教諭</li> </ul>	<p>山形中央高等学校 電話023(641)7311</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校の音楽の教諭</li> <li>○ 特別支援学校中学部の音楽の教諭</li> </ul>	<p>7月18日：山形北高等学校 電話023(622)3505 7月19日：山形中央高等学校 電話023(641)7311</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭</li> <li>○ 特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭</li> <li>○ 高等学校の国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、生物、地学、保健体育、英語、家庭、情報、農業、商業、福祉の教諭</li> <li>○ 高等学校の機械、電気、建築の教諭及び助教諭</li> <li>○ 養護教諭</li> </ul>	<p>上山明新館高等学校 電話023(672)1701</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校の技術の教諭</li> <li>○ 特別支援学校中学部の技術の教諭</li> </ul>	<p>7月18日：山形県教育センター 電話023(654)2155 7月19日：上山明新館高等学校 電話023(672)1701</p>

② 試験科目及び内容

イ 集団討議（現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱ及びスポーツ特別選考を除く）

ロ 次により行う筆記試験及び実技試験

選考区分	試験内容		筆記試験		実技試験	
	志願校種・職					
一般選考	小学校教諭	教職教養・一般教養	同上	小学校の全教科		
	中学校教諭		同上	出願した教科	○音楽 ・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲（歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲）を伴奏なしで演奏すること。ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可。なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）。 ○美術 ・当日指示するもの ○保健体育 ・水泳（50メートル） ・次の5領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス ○技術 ・当日指示するもの ○家庭 ・当日指示するもの ○英語 ・英語による面接	
	特別支援学校教諭		同上	小学部は全教科、中学部は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ	
	高等学校	教諭	同上	出願した教科・科目 ○物理、生物及び地学にあつては、理科学全般にわたる基礎的内容を含む。 ○機械、電気及び建築にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。	○保健体育 ・中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○英語 ・英語による面接 ○家庭 ・当日指示するもの	
		助教諭				
		養護教諭	同上	養護に関する専門科目	当日指示するもの	
	栄養教諭	同上	食育及び学校給食に関する専門科目			

社会人特別選考 講師等特別選考	第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。 その他は、一般選考と同じに行う。
現職教員特別選考Ⅰ	第一次選考試験を免除する。
現職教員特別選考Ⅱ	「教科・科目」及び「実技試験」（実技試験を課す教科及び職）
教職大学院修了見込者 特別選考	第一次選考試験を免除する。
障がい者特別選考	原則として一般選考と同じに行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
スポーツ特別選考	「小論文」及び「面接」

③ 日程

選考区分		一般選考・障がい者特別選考		社会人特別選考 講師等特別選考	現職教員 特別選考 Ⅱ	スポーツ 特別選考
志願校種・職		○小学校 ○特別支援学校 小学部	○中学校 ○特別支援学校 中学部 ○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭			
日時						
7 月 18 日 (土)	午前8時30分	開場（受験者入口）				
	午前9時	集合完了（受験会場）				
	午前9時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養		小論文		小論文
	午前10時50分から 午後0時40分まで	教科・科目 (実技試験を課す教科及び職は、午後0時20分まで)				面接
	午後1時50分から 午後5時まで		実技試験 (実技試験を課す教科及び職)			
7 月 19 日 (日)	午前9時から  午後5時まで	集団討議 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                         ※7月19日（日）の集合時刻については前日指示し、詳細については当日指示する。                     </div>				

※7月18日（土）の集合時刻について

- ・ 現職教員特別選考Ⅱの志願者は、午前10時15分開場、午前10時30分集合完了とする。
- ・ 午後の実技試験の集合時刻については、志願する校種の教科・科目及び職ごとに当日指示する。

④ 当日持参するもの

- イ 受験票
- ロ 筆記用具（三角定規、コンパスを含む）
- ハ 内履き及び下足用ビニール袋
- ニ 高等学校商業の受験者は、電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- ホ 高等学校機械、電気及び建築の受験者は、関数電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- ヘ 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの
  - 保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）
  - 音楽……楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）

○美術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具（水彩色鉛筆・水溶性パステルなどの固形タイプ及びアクリル絵の具は不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣

○技術……作業衣

○家庭……実習衣

○養護教諭……運動着及び運動靴（内履き）

（注）必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接1、個人面接2、実技試験、適性検査及び作文）

① 第一次選考試験合格者に対して行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、試験の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

志願校種・職	期 日	試 験 会 場
小学校及び 特別支援学校小学部	9月8日(火)から9月10日(木)のうち、 指定する2日	山形県教育センター 電話023(654)2155
中学校、特別支援学校中 学部、高等学校、養護教 諭及び栄養教諭	9月8日(火)から9月10日(木)のうち、 指定する1日	

② 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課す。

なお、実技試験は次の音楽又は英語の中から1つを選択（小学校英語志願者は英語を選択）するものとする。

音楽 小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏。ピアノ演奏の伴奏譜は、特に指定しない。

英語 英語による簡単な自己紹介と日常会話とする。

③ 教職大学院修了見込者特別選考の試験内容は、個人面接1、個人面接2、適性検査及び作文とする。

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

志願校種・職	試験内容	筆記試験		実技試験	集団討議	加 点
		教職教養・ 一般教養	教科・科目			
○小学校 ○特別支援学校小学部			150点			※
○中学校 ○特別支援学校 中学部	実技試験を行わないもの		150点		50点	
	実技試験を行うもの		100点	50点		
○高等学校	実技試験を行わないもの	100点	300点			
	実技試験を行うもの		200点	100点		
○養護教諭			100点	50点		
○栄養教諭			150点			
○スポーツ特別選考		小論文150点、面接300点				※

※20点を上限とする

選考基準：筆記試験等の合計得点、集団討議の得点及び加点により選考する。

ただし、スポーツ特別選考は小論文の得点、面接の得点及び加点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

試験内容 志願校種・職	模擬授業等	個人面接1	個人面接2	作文	実技試験
	○小学校 ○特別支援学校小学部	150点	150点	100点	50点
○中学校 ○特別支援学校中学部					
○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭					
○スポーツ特別選考					

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

- ① 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ② 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ③ 小論文及び作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ④ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

7 選考試験結果の発表及び通知

- (1) 第一次選考試験の結果発表は8月27日（木）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月14日（水）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。  
なお、合格者に欠員が生じた場合は、繰り上げ合格者を出す場合がある。
- (2) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点、加点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、それぞれ受験者宛通知する。
- (3) 選考試験の合否についての電話等による問合わせには、一切応じない。

8 令和4年度採用山形県公立学校教員第一次選考試験の免除

本年度、現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱを除く選考区分において第一次選考試験に合格（併願の場合は第一志望が合格）した者で、第二次選考試験を受験して採用とならなかった受験者（一部受験者及び採用辞退者を除く）については、令和4年度採用山形県公立学校教員選考試験（令和3年度実施）において募集のある校種・職及び教科・科目で、本年度と同一の校種・職及び教科・科目を志願する者は、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除される。ただし、この取扱いは、第一次選考試験に合格して第二次選考試験を受験し、採用とならなかった年度の翌年度に限るものであることに注意すること。

9 大学院進学者及び大学院在学者の第二次選考試験合格者の採用延期

- (1) 教職大学院、専修免許状の取得可能な大学院、修士号取得可能な海外の大学院に進学予定（大学4年在学中）の合格者は、希望により令和4年度末まで採用を延期する。延期を希望する者は、令和2年12月21日（月）までに、「大学院進学・修学継続による採用延期願」（4(2)掲載のホームページからダウンロード）に大学院の合格通知書の写しを添付し、教員採用担当まで提出すること。（郵送の場合は、消印有効）  
なお、延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、合格した校種・職・教科の専修免許状が取得できなかった場合は、採用は無効とする。
- (2) 教職大学院、専修免許状の取得可能な大学院、修士号取得可能な海外の大学院に在学中（修士課程1年在



学中)の合格者は、希望により令和3年度末まで採用を延期する。延期を希望する者は、令和2年10月29日(木)までに、「大学院進学・修学継続による採用延期願」(4(2)掲載のホームページからダウンロード)に大学院の在学証明書を添付し、教員採用担当まで提出すること。(郵送の場合は、消印有効)

なお、延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、合格した校種・職・教科の専修免許状が取得できなかった場合は、採用は無効とする。

10 受験に際しての配慮事項

(1) 受験に際して特に配慮を必要とする者は、志願書の「受験に際して配慮を希望すること」の欄に具体的に記入すること。

なお、障がい者特別選考の者は、必ず記入すること。

(例) 点字による案内・受験を希望する。車椅子の使用を希望する。

(2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。(障がい者特別選考の者は除く。)

11 留意事項

(1) 併願の場合を除き、いずれか一つの校種・職及び教科・科目に限って志願できる。

(2) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。

(3) 試験会場への自動車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。

(4) 試験会場は敷地内禁煙とする。

(5) 不明な点については、山形県教育庁教職員課(電話023(630)2863、023(630)2864又は023(630)3406)の教員採用担当に問い合わせること。

なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年3月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年5月8日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	信	乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関21箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
山 形 空 港 事 務 所	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
山 形 北 高 等 学 校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
上 山 明 新 館 高 等 学 校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
寒 河 江 高 等 学 校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
谷 地 高 等 学 校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
村 山 産 業 高 等 学 校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員

北村山高等学校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
村山特別支援学校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
ゆきわり養護学校	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
天童警察署	令和2年3月13日	小野委員	武田委員
県立図書館	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
教育センター	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
県立博物館	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
山形西高等学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
天童高等学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
山辺高等学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
山形聾学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
山形盲学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
上山高等養護学校	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員
寒河江警察署	令和2年3月13日	木村委員	海老名委員

## 第2 監査結果

### (1) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### イ 収入

(イ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。(県立博物館)

#### ロ 支出

(イ) 残高不足により口座振替不能となり、延滞利息を発生させたものがある。(天童警察署)

(ロ) 住居手当について、住居の移転に伴う届出関係書類が保管されておらず、認定手続がなされていなかったため、転居前の手当額のまま支給し、追給を要したものがある。(天童高等学校)

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

令和2年5月8日

山形県労働委員会  
会長 立松

潔



氏 名	現 職	主 要 履 歴	委嘱年月日
立 松 潔	国立大学法人山形大学 名誉教授	国立大学法人山形大学教授 労働委員会委員12期	平成31年3月22日
山 上 朗	弁護士	山形県弁護士会会長 労働委員会委員4期	同 上
阿 部 未 央	国立大学法人山形大学 准教授	国立大学法人山形大学講師 労働委員会委員2期	同 上
村 山 永	弁護士	山形県弁護士会会長 労働委員会委員2期	同 上
大 泉 享 子	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団監事	山形県総合社会福祉基金 理事長	同 上
舘 内 悟	連合山形事務局長	連合山形副事務局長 労働委員会委員2期	同 上
伊 藤 幹 男	東北電力労働組合 山形県本部委員長	東北電力労働組合本部政策局長 労働委員会委員2期	同 上
朝 倉 義 幸	電機連合西奥羽地方協議会・ 山形地域協議会事務局長	パナソニックアプライアンス 労働組合山形地区支部書記長	同 上
齋 藤 奈 緒 子	連合山形女性委員会参与	山形県教職員組合女性部長	同 上
渡 部 貴 之	自治労山形県職員連合労働組合 中央執行委員長	自治労山形県職員連合労働組合 副中央執行委員長	同 上
石 堂 栄 一	酒田商工会議所参与	酒田商工会議所専務理事 労働委員会委員3期	同 上
丹 哲 人	一般社団法人山形県経営者協会 専務理事	株式会社山形新聞社メディア局長 労働委員会委員3期	同 上
高 橋 紀 美 子	株式会社秀電社 代表取締役社長	中小企業診断士 労働委員会委員2期	同 上
石 原 信 義	山形パナソニック株式会社 取締役 執行役員 管理センター長（兼）総務部長	山形パナソニック株式会社 経営企画室長 労働委員会委員2期	同 上
大 風 亨	株式会社大風印刷 代表取締役社長	株式会社大風印刷監査役 労働委員会委員1期	同 上
沼 沢 弘 幸	山形県労働委員会事務局長		令和2年4月1日
池 田 真 英	山形県労働委員会事務局 審査調整課長		平成31年4月1日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 4. 7	第94号	405	2	193	192

令和2年5月8日印刷  
令和2年5月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県